

# 岩手県手話言語条例について

(正式名称：言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例)

岩手県手話言語条例は、手話が言語であるとの認識の下、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進し、手話を必要とする人を含む全ての人が共生することができる社会の実現に寄与するため、令和6年4月1日に施行されました。

令和6年4月1日

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

## 目 次

I	制定の背景	2
II	条例の内容	4
III	参考資料	7

# I 制定の背景

## 1 手話を必要とする人の状況について

日本語を含む音声言語は聴覚を前提とする言語であり、聴覚障がいのある人の中にはその障がい特性のため、聴覚を前提としない言語である手話が必須である場合や手話が最も使用しやすい意思疎通手段となる場合があります。

## 2 手話の特性

- (1) 手話は、手や指、顔の動き等を使って表現する非音声言語であり、日本語と異なる文法体系を有するものがあるという特性があります。また、その通訳の技能は、一定の期間をかけて習得する必要があり、情報処理技術の進展等による代替が難しい面もあります。
- (2) 近年になって多様な意思疎通手段を用いた教育が導入され、社会における手話の認知が進んではいるものの、過去には、手話は、公教育においてその使用を制約されてきた経緯がありました。

## 3 条例制定の必要性

- (1) 手話には視聴覚障がいのある人が使用する他の意思疎通手段とは異なる特性があり、聴覚に障がいのある人の中には手話以外の手段による意思疎通が難しい人が一定数おりますが、そのような特性が十分に理解されていないため、聴覚に障がいのある人の中には、依然として手話を用いなくても字幕や筆談を用いることで内容が理解できているとの誤解を受けるなど、日常生活や社会生活を営む前提となる他者との意思疎通において、課題を抱えている人がいます。
- (2) こうした状況を踏まえ、県民に対して手話についての理解促進を図ることに加え、手話による情報発信を行うことや、手話の通訳を行う者を積極的に養成し派遣すること等により、聴覚に障がいのある人のうち日常生活又は社会生活において手話を必要とする人が、手話による意思表示や情報の取得を行いやすい環境を整備することが必要です。
- (3) また、いわて県民計画（2019～2028）では「幸福を追求していくことができる地域社会の実現」を掲げており、他者との意思疎通は、人間が社会に参画し自己実現を図る上での根幹をなすものであることから、手話を必要とする人が現在置かれている状況を改善し、手話を使用しやすい環境を整備することで、生きにくさを生きやすさに転換することが、同計画の着実な推進には不可欠です。
- (4) このことから、本条例の制定により、県として手話を使用しやすい環境の整備について恒久的に取り組もうとするものです。

#### 4 岩手県手話言語条例の制定を求める請願

岩手県議会令和元年6月定例会において、岩手県聴覚障害者協会による「岩手県手話言語条例の制定を求める請願」が採択されたことを受け、県は、当事者の方々から意見を聞きながら条例制定に向けた検討を進めてきました。

##### 【請願の主な内容】

- 我が国の手話は、ろう者（手話を主に母語とする聴覚障がい者）の間で大切に受け継がれ、独自の言語として発展してきたが、過去にろう学校での手話の使用が事実上禁止されるなど、ろう者の尊厳は著しく傷つけられてきた。
- 2006年に国連で採択された障害者権利条約において手話が言語であることが明記された。国内でも多くの地方公共団体において手話言語条例が制定されている。
- 本県において、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いに理解し共生することができる社会を築くため、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及や使用のための施策を推進する観点から、次のとおり請願する。

岩手県手話言語条例を制定し、聴覚障がい者の言語としての「手話」の理解や普及、使用に関して基本理念を定め、県、市町村及び事業所に責務を明らかにするとともに、政策の総合的かつ計画的な推進を図ること。

#### 5 条例のポイント

##### (1) 基本理念（第2条）

手話が言語であるとの認識や、手話を必要とする人を含む全ての人が相互に人格と個性を尊重し合うことを条例運用の基本的な考えとします。

##### (2) 県の責務（第3条、第5条～第9条）

県は、手話を使用しやすい環境の整備に関する総合的な施策を策定、実施します。具体的には、「県民の手話に対する理解及び学習機会の確保」「手話による情報発信等」「手話通訳を行う者の技能向上」「手話を必要とする幼児等に対する手話の習得機会の提供」に取り組みます。

##### (3) 県民及び事業者の役割（第4条）

県民及び事業者の皆様には、手話についての理解を深めるとともに、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策への協力に努めるようお願いします。

## Ⅱ 条例の内容

### (1) 第1条関係

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識の下、手話を使用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって手話を必要とする人（聴覚に障がいのある人のうち、日常生活又は社会生活において手話を必要とする人をいう。以下同じ。）を含む全ての人々が共生することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

- ・ 第1条は、この条例の制定の目的を明らかにしたものです。

### (2) 第2条関係

(基本理念)

第2条 手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であるとの認識の下に行われなければならない。

2 手話を使用しやすい環境の整備は、手話を必要とする人を含む全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

- ・ 第2条は、手話を使用しやすい環境の整備を図る上で、念頭に置くべき基本理念を示しています。
- ・ 手話については、依然として字幕や筆談で代替が可能であるとの誤解を受けるなど、理解が得られない事例があり、手話は他の意思疎通手段とは異なる特性を持つ言語であるという認識を持つことが手話を使用しやすい環境の整備に当たって重要です。

### (3) 第3条関係

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策の実施に当たっては、市町村その他の関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

- ・ 第3条は、手話を使用しやすい環境の整備を図るに当たっての県の責務を規定しています。

#### (4) 第4条関係

(県民及び事業者の役割)

第4条 県民及び事業者は、手話についての理解を深めるとともに、県が実施する手話を使用しやすい環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- ・ 第4条は、手話を使用しやすい環境の整備を図るに当たっての県民及び事業者の役割を規定しています。
- ・ この条例における手話を使用しやすい環境の整備の実施主体は県であるものの、社会において手話や聴覚障がいの特徴が十分に理解されていないことが、手話を必要とする人が他者との意思疎通において課題を抱える一因となっており、手話を使用しやすい環境を整備する上で県民及び事業者が手話についての理解を深めるとともに、県の施策に協力することが重要です。

#### (5) 第5条関係

(手話を使用しやすい環境の整備に関する施策の策定)

第5条 知事は、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する都道府県障害者計画において必要な施策について定めるものとする。

- ・ 第5条は、手話を使用しやすい環境の整備に係る施策の策定及び推進について規定しています。

#### (6) 第6条関係

(県民の理解及び学習の機会の確保)

第6条 県は、県民が手話についての理解を深め、及び手話を学習する機会の確保に努めるものとする。

- ・ 第6条は、県民が手話についての理解を深める機会及び手話を学習する機会を県が確保することを規定しています。

#### (7) 第7条関係

(手話による情報発信等)

第7条 県は、広報活動を行うに当たっては、情報通信技術の進展等を踏まえつつ、手話による情報の発信に努めるものとする。

- 2 県は、災害が発生した場合に手話を必要とする人がその安全を確保するために必要な情報を手話により取得することができるよう、市町村に対する必要な支援を行うものとする。

- ・ 第7条は、県による手話を用いた情報発信及び災害時における手話を必要とする人の情報の取得に関する市町村への協力について規定しています。

#### (8) 第8条関係

(手話通訳を行う者の技能の向上)

第8条 県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第78条第1項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者であって手話通訳を行うものの手話に関する技能の向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- ・ 第8条は、県による手話通訳者の手話に関する技能の向上について規定しています。

#### (9) 第9条関係

(手話を必要とする幼児等に対する手話の習得機会の提供等)

第9条 県は、聴覚に障がいのある人のうち手話を必要とする幼児、児童及び生徒（以下「幼児等」という。）に対する手話の習得の機会の提供、その保護者からの手話による教育に関する相談に応じる体制の整備その他の当該幼児等に対する支援に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、聴覚に障がいのある幼児等に対する教育を主として行う学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）において、当該幼児等が手話による教育を受けることができるよう、当該学校の教員の手話に関する技能の向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- ・ 第9条は、手話を必要とする幼児等に対する手話の習得の機会の提供等について規定しています。

#### (10) 第10条関係

(財政上の措置)

第10条 県は、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

- ・ 第10条は、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策の推進のための財政上の措置を規定しています。

### Ⅲ 参考資料

#### 1 障害者の権利に関する条約

「障害者の権利に関する条約」には、言語に手話を含むことが明記され、障害のある人が自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適切な措置をとることが規定されています。

##### 障害者の権利に関する条約（抜粋）

###### 第二条 定義

この条約の適用上、「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。（略）

###### 第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適切な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 略

(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

(c)～(d) 略

(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

#### 2 障害者基本法

障害者基本法には、言語に手話を含むことや、国及び地方公共団体が、障害者が円滑に情報を取得、利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるようにするための必要な施策を講じなければならないことが規定されています。



### 障害者基本法（昭和45年法律第84号）（抜粋）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一～二 略

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

第二十二條（情報の利用におけるバリアフリー化等） 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

### 3 岩手県手話言語条例の制定を求める請願（全文）

岩手県手話言語条例の制定を求める請願は、一般社団法人岩手県聴覚障害者協会から、岩手県議会令和元年6月定例会において提出され、**全会一致で採択**されました。

我が国の手話は、ろう者（手話を主に母語とする聴覚障がい者）の間で大切に受け継がれ、独自の言語として発展してきた。ところが、1880年（明治13年）にイタリアのミラノで開催された教育者の国際会議において、ろう教育では、読唇と発音訓練を中心とする口話法を教えることが決議され、それを受けて、我が国でもろう教育では発話訓練を中心とする口話法が用いられることになり、1933年（昭和8年）にはろう学校での手話の使用が事実上禁止された。それ以降、ろう者は自らの言語である手話を使うことをとがめられ、ろう者の尊厳は著しく傷つけられてきた。戦後になってもその状況は変わらず、手話をするのがみっともないことであり、健常者と同じように日本語という音声言語を使うことを良しとされてきた。そのような環境の中でも、手話に誇りを持ち、今まで、私たちは手話を使うことをやめず、発展させてきた。

そして、2006年（平成18年）12月13日に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」において、手話は言語であることが明記され、国内においても、ろう者自身が手話が言語であることを広く理解してもらい動きが広がり、ろう者団体の一つである一般財団法人全日本ろうあ連盟では、2010年（平成22年）より「手話言語法（仮称）

制定推進事業」が始められた。手話言語法（仮称）では、手話が言語であることを定義するための5つの権利（「手話を学ぶ」「手話で学ぶ」「手話を獲得する」「手話を使う」「手話を守る」権利）の保障を求めており、手話言語法（仮称）の制定を求める意見書が日本国内の全1,788地方議会で採択され、本県議会においても2014年（平成26年）10月10日に採択された。

しかし、いまだ手話言語法の制定はされていないものの、地方自治体では国に先駆けて2013年（平成25年）10月に全国で初めて鳥取県で「手話言語条例」が制定されて以降、これまでに26道府県、6区、202市、39町、1村の計274の自治体で制定している。（2019年（令和元年）5月31日現在）

本県においては、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いに理解し共生することができる社会を築くため、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及や使用のための施策の総合的かつ計画的な推進を図る観点から、次のとおり請願する。

（請願事項）

岩手県手話言語条例を制定し、聴覚障がい者の言語としての「手話」の理解や普及、使用に関して基本理念を定め、県、市町村及び事業所の責務を明らかにするとともに、政策の総合的かつ計画的な推進を図ること。